

# 議員協議会

令和6年2月13日  
委員会室

## 1 開 会

## 2 理事者報告

- (1) 空家等活用促進特別区域の指定について
- (2) 西脇市立学校学習環境規模適正化推進計画について

## 3 各委員会からの報告

- (1) 総務産業常任委員会
- (2) 文教民生常任委員会

## 4 総務産業常任委員会行政視察報告

## 5 各組合議会からの報告

- (1) 北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園議会
- (2) 北はりま消防組合議会

## 6 議員研修報告

森脇久夫議員、東野敏弘議員

「市町村議会議員特別セミナー」(J I A M研修)

## 7 その他

4月の議員協議会日程

4月8日(月)午前9時30分から(※4月9日(火)から変更)

# 行政視察報告書

令和6年1月18日・19日

西脇市議会  
総務産業常任委員会

1 視察実施日及び視察先

- (1) 令和6年1月18日（木）  
京都府綾部市役所
- (2) 令和6年1月19日（金）  
静岡県伊豆市役所

2 視察事項

- (1) 京都府綾部市  
土地利用計画について（区域区分の廃止）
- (2) 静岡県伊豆市役所  
都市計画区域の変更について  
土地利用について

3 参加者

総務産業常任委員会

副委員長	藤原	秀樹		
委員	藤原	哲也	藤原	桂造
	吉井	敏恭	村岡	栄紀
	東野	敏弘	林	晴信
(委員長	村井	正信	欠席)	
事務局	小谷	健悟		

## 所 感

藤原 秀樹

今回の視察第1日目の京都府綾部市は、京都府のほぼ中央に位置し、森林7割、農地2割、その他1割となっており、利用できる土地も少なく、人口減少などの問題を抱えており、そこで都市計画を見直し、この地域にこれはいいけどから、これはあかんに変え、時代に合わなくなった街の基本をアップデートしようとした。住民アンケートを実施し、住民の6割から区域区分制度に否定的な意見が多く、区域区分廃止を含む案のパブリックコメントや住民説明会では反対意見もなく、廃止され大きな問題はなく、人口問題やまちづくりや産業用地などのメリットはあるが大きなデメリットはないように思えた。

2日目の静岡県伊豆市の担当者は今回の都市計画変更についても詳しく先進地として兵庫県とも話を聞いたりしているようで、線引きは人口流失を防ぐために廃止し、伊豆市に向かう電車からも線路沿いに新しい住宅が多く見られ、廃止前はそこが調整区域で、廃止により他市などへの流失を防げたと聞いた。廃止をする場合、県の協力と専従の職員が必要で片手間ではできないと思った。この二つの市でも西脇市と同じようにコンパクトタウン&ネットワーク構想を推進しており、線引き廃止以降も公共施設や生活便利が高い機能を中央に誘導し、各地域にも拠点を作り公共交通などでネットワークを形成し、この線引き廃止は上記に反するものではないと思った。

固定資産税の影響は負担調整措置を段階的に行い、土地評価の大きな変化はなく、土地コントロール悪化もなくデメリットは特にないように思われた。

伊豆市の担当者から言われたタイミングを逃さないようにという言葉が印象に残っている。

この線引き廃止は人口減少問題をどうするかの問題に思われた。

この2日間大変有意義な行政視察が行えた。今のところは、西脇市も区域区分を廃止し、独自の土地コントロールを前向きに検討すべきだと思っている。

藤原 哲也

### 【京都府綾部市】

綾部市は京都府のほぼ中央に位置し、広大な土地を有しているが、土地利用状況は7割が森林・2割が農地・1割が住宅である。綾部市の都市計画では、旧市街化区域に人口50.3%・旧市街化調整区域に人口42.8%・都市計画区域外に人口6.9%の人口密度であり、旧市街化区域740haであるが、開発できる市域全体の2.1%しか開発地域がな

く、人口減少に伴う市施策として定住促進を1丁目1番地に位置付け第5次総合計画を策定している。

綾部市は平成23年から区域区分廃止に向けた取組を開始し、5年かけて平成28年に区域区分を廃止した。それまであった市街化区域（用途地域）と市街化調整区域で区分し、市街化調整区域での開発行為や建築行為が西脇市と同様に制限されていた。綾部市は高速道路の分岐点があるため工業団地に多くの大手企業が立地され、京都府が作った工業団地と綾部市の工業団地はすべて埋まっている状況であった。ここ数年のコロナ禍での各企業の要望は、在庫の物流拠点をもちたいが、立地する土地がない状況である。京都府の都市計画で、綾部市は物流拠点としての位置の構想になっている。今は新たに工業団地整備の計画はない状況であるが、加西市の工業団地誘致を研究している。

綾部市の区域区分の見直しの必要性

- ① 新たなまちづくり制度を構築するためには、法令の制約的制限、法的制限があり、迅速かつ柔軟に自主条例の制定と市独自のまちづくり制度を確立すると得策である。
- ② 地域の特性を踏まえた快適に暮らせる環境づくりの実現に支障がある。
- ③ 区域区分を定める必要性が低い。
- ④ 優良農地や森林など豊かな自然環境を確保することは可能である。

平成23年の区域区分制度の市民アンケートでは、否定的な意見が6割あったようであるが、平成24年に市民説明会（市内12か所）とパブリックコメントを実施され、反対意見はなかった。

平成26年には市長選挙のマニフェストに区域区分廃止を進めることを公約にされ、現実に政策になっている。

区域区分の廃止後の土地利用制度を「まちづくり条例」として自主条例を作成されている。開発地域を行政も関われるようになっていく。

綾部市の1丁目1番地である移住定住の効果で、今では旧市街化調整区域の廃止により里山地域に住みたいニーズが増加し、令和2年の国勢調査人口ではやや増加している。また、里山地域に住まれている方は他から定住されてきている市民で、350世帯・805人・平均年齢は37.2歳と若い世帯が住まれている。綾部市にとって区域区分の廃止は当初の目的が達成されている。説明していただいた都市計画課長の熱意を感じた。

西脇市においても区域区分の廃止については、他市の事例を研究し西脇市に合った都市計画にしていくことが必要である。

#### 【静岡県伊豆市】

伊豆半島の中央に位置する伊豆市は、平成16年に市町村合併し、合併後も旧修善寺町の田方広域都市計画として区域区分（市街化区域と

市街化調整区域の線引き)の制度を継続するが、「行政区域」と「都市計画区域」の不一致の解消を目的とし、また、急激な人口減少下における駅周辺への住宅立地の誘導等のため、平成26年度から見直しを行い、平成29年に近隣市町と一体であった都市計画区域を伊豆都市計画区域として分割し、その際に市街化区域、市街化調整区域の区域区分を廃止された。

伊豆市が区域区分を廃止するにあたり課題解決のために実施した施策として、①旧市街化調整区域を「特定用途制限地域」に指定し、無意味な開発の抑制となる線引き代替コントロールを設けている。②市街化調整区域をなくすことで規制が緩くなり過ぎないように、伊豆市都市計画法施行条例で開発許可を要する開発行為の規模を土地面積3,000㎡以上(非線引き都市)から1,000㎡以上に引き下げ、市の土地利用指導要綱の対象規模との整合を図っている。③災害軽減のため土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域の対策に力を入れており、被害想定エリアの建築制限は自主条例を定めていた。④景観条例の運用による景観保全措置(建築を伴わない行為も届出)。⑤鉄道駅周辺の地域(旧市街化調整区域)では秩序ある開発に繋がるよう地区計画を整備しまちづくりしている。⑥農地転用ができる土地には家を建てることのできる。

この施策で津波災害警戒区域施策以外は、土地利用(建物用途)コントロールは西脇市が区域区分を廃止する場合の重要な条件となると感じた。

区域区分の廃止後の地価は廃止前とその動向に大きな変化はなかったようである。

固定資産は、一部の事例であるが土地において評価額が上昇した案件があった。

それ以外の主な固定資産の影響は2つあると伺った。①市街化区域内農地は、宅地並み評価から農地評価に変更。②旧市街化地調整区域内の農業施設用地の評価が、農地評価から宅地評価に変更(農業振興地域内農用地区域の指定がある場合は変更なし)。負担調整措置が講じられ段階的に引き上げられている。

伊豆市では、都市計画の見直しに関して、専門の知識を持った人材による組織体制が構築され、都市計画検討委員会の委員構成において、学識経験者5人・県都市計画部局及び農地部局が参画し、オブザーバーとして国土交通省の土地利用調整官を先頭に各部署のエキスパート4人が参画されていたのでスムーズに計画が進み、当初計画では委員会の開催から2年かけて最終提言でしたが、1年目に委員会を6回開催(個別ヒアリングも多数実施)し、中間提言が評価され、2年目の最終提言を待たず、都市計画の実務を開始している。

事業説明する担当者の方が都市計画に非常に精通しており、この事業に対する熱意と市政に対する思いを感じた。国・県をうまく巻き込み明確なビジョンを持って、約10年間都市計画の見直しをされていた。西脇市においても区域区分の廃止については、他市の事例を研究し西脇市に合った都市計画にしていくことが必要であると感じた。

#### 藤原 桂造

綾部市の区域区分廃止（平成28年からの線引き）から8年になるのですが、私は10年前からこの地を月一ペースで訪れております。新しい市街化区域になって特に感じたことは、綾部駅～高津駅周辺を中心に、まったくとした、かつ平面的な一拠点の商業ゾーンに広がりを見せているという感想です。特にJR沿線の北側区域は、店舗、ビジネスホテルなど複合的に増えたように思います。

また、特定用途制限地域では、由良川の氾濫に対応する少し北部の高台に、京都を代表する企業が少しずつ増えたように思います。京セラ、オムロン（立石電機）、日東精工、三ツ星ベルト。こういう風に、駅近くに商業ゾーン、少し離れた所に企業ゾーンがあることが強みであると思います。インフラ整備においても合理的に設置されたと思います。よって総合的には、緩やかに成功していると思います。

我が市においては、企業用地があちらこちらに（平野町、上比延町、日野町）点在し、まとまり感が薄く感じます。よって、「区域区分廃止」に関して一定期間は様子を見る。

伊豆においては中心市街地の修善寺駅の一つ東よりに牧之郷駅があり、かつて調整区域であったが区分の廃止により住宅地が立ち並んでいた住環境としては箱根鉄道という鉄道利用と温泉地が隣駅にある事による移住効果があったのであろうと思う。

このことを無理矢理我が市に置き換えると新西脇駅になるのではないかと。ただ、すでにこの周辺は市街化区域になっており、住宅を増やす場所も限られ、将来の2車線の南北道路が開通してもはたして今の居住地から更に宅地が建つか少し疑問である。

伊豆市の線引き廃止は静岡県と調整しながら段階的に取り組まれたと聞いている。私としてはこれを参考に様子を見ながら住民の意見を交えて徐々に調整区域の線引きをなくしたやり方が賢明だと思う。

#### 吉井 敏恭

綾部市は、グンゼ(株)の創業の地である。現在は、グンゼ(株)、京セラ(株)、カルビー(株)、日東精工(株)、三ツ星ベルト(株)、オムロン(株)と東証プライム上場の企業が立地している。

人口は、平成27年の3.4万人から令和22年には2.2万人と平成27年

比△32.1%が見込まれている。

市民アンケート（対象者 2,000人 回収率46.7%）では、市街化調整区域での建築規制に対する不満等が反映して区域区分制度に否定的な意見が6割を占めた。

綾部市都市計画マスタープラン（平成25年12月策定）に「区域区分を廃止する方向で検討し、関係機関と協議を行う」と明記、区域区分要否の考察資料を添付して市民に周知した。平成27年7月、区域区分（線引き）廃止説明会を旧町村（9地区）別に行い243人が参加した。強い反対の意見はなく、もっと土地利用規制を緩やかにしてほしいと市民の意向が示された。平成28年5月10日、区域区分廃止及び都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を告示した。

伊豆市は、伊豆市修善寺地区が伊豆の国市、函南町と共に、田方広域都市計画区域を形成しており「行政区域」と「都市計画区域」が不一致の状況にあった。見直し内容を2段階に分けて実施。【第一段階】（平成29年3月31日）では、広域都市計画区域から伊豆市修善寺地区を分割し単独で伊豆市都市計画区域を形成、区域区分の廃止。【第二段階】（令和3年3月30日）では、伊豆市全域を都市計画区域に指定した。

伊豆市においては、国や都市計画区域指定を行う静岡県と連携し、伊豆市全体としての新たな土地利用制度を検討したことであり、特筆すべきは、検討委員会（16人）に学識経験を有する者（5人）はもとより、静岡県の職員で部長職にある者（3人）、国土交通省の調整官および課長（4人）が名を連ねていることである。

通常業務を伴う職員では、見直し業務に手が回らない等の支障を除くため専門の職員を配置するなどの対応がなされたとのこと。また、見直し業務に精通したコンサル2社による実務支援を受けたとのことであった。

視察した綾部市では平成28年から、伊豆市では令和3年からのことであり、顕著な効果は確認できなかった。

（西脇市において）市街化調整区域に位置する自治会での「議会と語ろう会」では建築規制に対する不満の声が時折、聞こえる。市街化調整区域であっても嶋集落、芳田地区のように「空家活用特区」に指定される等により利用の緩和を受けることも可能である。

歯止めが効かない人口減少や少子高齢化が確実に進行するなかで、西脇市の規模を考えると、最近では耳にしなくなった2拠点の形成とつながるまち「西脇流コンパクトシティ」を推し進めることが良策である。

「西脇流コンパクトシティ」の実現には何十年もの歳月が必要であり、まずは中心市街地にある空き地・空き家の利用促進に向けた対策



や支援策による中心市街地への誘導が必要である。

将来にわたるガスや電気、水道などの生活インフラの確保を考えると、わざわざ無秩序な土地利用を抑制するための特定用途制限地域を設定しての区域区分（線引き）廃止が必要なのか疑問である。

## 村岡 栄紀

### 【京都府綾部市】

まず綾部市ですが、人口は本市に近く（面積は本市に比べて圧倒的に広い）、かつ、都市計画区域別の旧市街化区域人口推移が平成H27において50.3%、都市計画区域に対する市街化区域人口比率が53%と（近隣の福知山市79%、舞鶴市86%…こちらは実に高い）、面積以外は本市に非常に類似していると驚きました。

この人口推移や比率等についての綾部市の見解は「広い面積において、規制が大きいところに多くの人口が存在する」、つまり、市街化区域以外のところに半数の人口が存在するため、その状況をも鑑みて「区域区分廃止に踏み切った」そういったニュアンスでした。これは、加西市と似たような考えなのかなとも感じました。

もう1点、綾部市の特徴は、企業誘致の成功です。グンゼの発祥の地であるとともに、市内には京セラ・カルビー・日東精工・オムロン・三ツ星ベルトなど、名だたる日本を代表する上場企業が進出しており、この企業誘致の成功が、自治体挙げての移住定住促進策へと向かわせ、「区域区分を廃止したのは、企業誘致に成功した綾部市に移住して住んでもらうためでもある」という説明には、ある意味、説得力を感じました。

また、平成28年の区域区分廃止までの経過として、10年以上にもわたって十分な準備をしておられ、決定までに市民アンケートやパブコメを行うとともに、市民説明会もしっかりと行われているところは、本市も見習うべきところであると感じました。

区域区分廃止の進捗状況や成果に関しては、市街地が拡大するといった、私が最も危惧しているマイナスの要素に関しては、今のところ現れていないとの報告がありましたが、また同様に、区域区分廃止による成果もほとんど現れていないとのことでした。

### 【静岡県伊豆市】

次に伊豆市ですが、こちらでも人口は本市と変わりありませんが、面積は本市よりも圧倒的に広く、地形的に平地の広がりを持たないため、区域区分を廃止したからといって、市街地が無秩序に広がっていくスプロール現象の心配がほとんどないという土地柄であるのが特徴です。ですので、市街地の拡大云々は、ここでのケースはまったく参考にできないと考えます。

ここでの特徴としては、都市計画見直しに係る大掛かりな組織体制を構築されたことです。専門的な検討組織として「伊豆市の新しい都市計画」検討委員会、続いて「伊豆市の新しい都市計画」マスタープラン作成委員会を立ち上げ、その両方に静岡県多くの部局の協調体制をとられたところが特筆すべき点で、これを裏返せば、現状の市の職員さんたちだけでは、相当大変で実施困難な事業でもあると言えるのではないのでしょうか。

また、地元説明会等に関しても約4年の歳月をかけて、線引き廃止地域の小学校単位及び都市計画拡大地域の小学校区単位で実施されたほか、出前型説明会、個別相談会、広報誌による特集等も併用されて相当入念に行われています。

これは綾部市とも同様であり、本市も絶対に怠ってはならない重要なコンテンツです。

伊豆市における区域区分廃止による成果として、旧市街化調整区域の牧之郷周辺で宅地分譲等の開発が進んだことを再三上げられましたが、牧之郷はもともと位置的には市街化区域とほぼ隣接している地域であり、「行政区域」と「都市計画区域」の不一致により、これまで不利益を受けてきた地域で、区域区分の廃止の目的のひとつが、牧之郷地区の見直しであることが視察時の説明により明らかになったので、これを大きな成果と考えるのは早計なのかもしれません。

#### 【最後に】

今回の視察を振り返って、どちらの自治体も目に見える大きな成果は、今のところほとんど出ておらず、かつ、私が危惧していた市街地の拡大（スプロール現象）に関しても、つかみ取ることが出来なかったというのが正直な感想です。なので、この2つの視察を基に、綾部市のように企業誘致に成功していない本市が、これからどういった方向性へと舵を切っていくのか、伊豆市のように県の職員さんの協調体制を確立した上での、本市の職員さんの仕事量がどれくらい増えるのか、固定資産税や都市計画税などの税金はどうなるのか、綾部市は準備に10年、伊豆市は地元説明会だけで4年かけているが本市はまだ何もやっていないのでは、などなど多くのことに思い巡らす中で…

#### 区域区分廃止は「労多くして功少なし」

今のところはそんな風に考えます。区域区分廃止に関してさらに議会として調査、深堀するのなら、次回は区域区分の見直しを検討しながら、結論として実施に踏み切らなかった自治体への視察も視野に入れるべきであると考えます。

東野 敏弘

京都府綾部市・静岡県伊豆市の視察目的は、『都市計画の区域区分見直し』、具体的には市街地と市街化調整区域の区分を見直し、区分をなくすかどうかを判断するためでした。

綾部市は、『都市計画の区域区分見直し』については、平成23年に廃止の見直しを検討し始め、5年間の検討を経て平成28年に正式に廃止しました。

綾部市は、市街化区域が全面積の50.3%（人口約17,000人）、市街化調整区域42.8%（約14,500人）、区域外6.9%（2,321人）でした。移住・定住を進める取組をするため、水源の里条例（平成18年）・定住サポート総合窓口設置（平成20年）をするも、市街化調整区域はUターン・移住を阻害していたため、区域区分の見直しを検討されました。

正式に廃止した後、住宅系の土地利用が分譲宅地開発として進んでいったこと、それに併せ商業系の土地利用も進んでいったとのことでした。廃止による固定資産税・都市計画税は約2,500万円減収になったが仕方がないと考えているとのことでした。

説明をしてくださった建設部の奥村次長は、「地方都市が生き残るためにはなりふり構わず、やれることをやること。人口減少対策は、様々な戦略・政策が必要であり、地域の魅力を高めることが必要である。」と話されました。肝に銘じたいと思いました。

伊豆市は、旧修善寺町が都市計画地域、他の旧3町が都市計画区域外でした。伊豆市から下田市近辺へ人口流出が進んでおり、人口減少に対する取組を行う必要がありました。平成26年～27年にかけて、「伊豆市の新しい都市計画」検討委員会を設置し、静岡県から土木技術職員を派遣してもらい見直しに取り組みられました。平成27年～30年にかけて地元説明会を開催し、平成30年に区域区分を見直し区域区分を廃止しました。

結果、旧市街化調整区域の鉄道駅（牧之郷駅）周辺において、宅地分譲等の開発が進んだそうです。心配していたスプロール減少は起こらず、特にデメリットはないとのことでした。

『都市計画の区域区分見直し』に係る代替え施策として特定用途制限地域による土地利用（建物用途）コントロールを図り、許可を要する開発行為をこれまで3,000㎡以上であったのを1,000㎡以上に引き下げました。また、伊豆市景観まちづくり計画を策定し、積極的な景観保全措置を講じました。

都市計画税は、従前から徴収していなかったため、税収への影響はなかったとのことでした。ただ、従前の市街化調整区域内農地は、宅地並み評価から農地評価に変更となり、固定資産税は安くなる。従前の市街化調整区域内の農業施設用地の評価が農地から宅地に評価変更

となるため、負担調整措置をとられたそうです。

都市計画見直しをするために、西脇市へアドバイスがありました。1点目は、都市計画見直しのために市職員の採用・育成、パイプ役としての県技術職の招聘が必要であること。2点目は、コンサルタントの選定に当たっては、全国レベル・中規模で土地利用系都市計画に精通していること、また県内レベル業者で都市計画決定図書、協議資料作成に精通していることを基準に選定する必要があるとのことでした。

『都市計画の区域区分見直し』を早くから進め廃止した綾部市・伊豆市を視察し、多くのことを学ぶことができました。結論的に言うと、2市とも区域区分の見直しをした結果大きな混乱が起こっておらず、市街化調整区域に宅地分譲が進み、移住・定住を含め人口増につながっていることを考えると、西脇市においても『都市計画の区域区分見直し』に取り組むべきだと考えます。

その際、伊豆市の担当からアドバイスがあったように、市職員の体制づくりが必要であること、県職員の派遣要請を含め専門家への関与が必要だと考えます。また、市民に対して説明会の開催をし、市民の理解の上に進めることが重要であると考えます。

## 林 晴信

「地方の小さな都市にとって、都市計画の市街化調整区域の線引きって厳しすぎる規制だと思っています」

今回の視察で一番心に残っている言葉である。

西脇市の区域区分廃止の議論で一番間違っているのと感じるのが、「規制されているのが当たり前」というドミナントロジック（支配的な論理）である。個人の土地はいうまでもなく私有財産である。都市計画の線引きというのは私有財産に公的機関が規制制限をかけているものである。本来の姿は「規制されない状態」であることを忘れていないのではないかと思う。今の状態は、かつて時代背景もあり社会的な理由によって止むなく規制されているものである。規制される社会的な理由がなければ本来規制されない元の状態に戻さなければならない。当たり前の話である。ところが、規制を外すのに理由を付けようとする。逆である。規制をすることに社会的な理由が必要なのであり、時代の変化等で社会的な理由が薄れてきているのなら規制を外すのが憲法第29条の財産権に合致するといえるだろう。私の基本的な考えはここにある。

都市計画の区域区分（線引き制度）とは、都市計画法に基づき、都市全体の観点から無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図ることを目的として施行される積極的な規制である。線引きが行われると、特に市街化調整区域では厳しい土地利用規制が課されることになる制

度である。

綾部市においても伊豆市においても、もはや線引き制度は時代遅れと捉えられていた。急激な人口減少抑制が地方都市の命題となっているのに、線引き制度は人口減少奨励策になっているというチグハグさがあるからである。昭和の高度経済成長期には確かに郊外への開発圧力もあり、強力な土地規制はそれこそ都市計画法線引き制度の目的である「無秩序無計画な土地利用に起因する生活環境の劣悪化・都市機能の低下、公共投資の非効率化抑制」に繋がったんだろうとは思っている。では、現在ではどうか。開発圧力はあるのか。逆に開発圧力があつたほうが嬉しいくらいの状況ではないのか。一生懸命人口減少対策も企業誘致も頑張っているものの、なかなか思うようにはいっていないのが現状なのではないのか。また私が議員になった頃からすでに課題となっていたが、調整区域と市街化区域が入り混じっている地区の存在である。よく言われたのが「隣はセーフなのに、ウチがアウトはおかしい」である。経緯はあるのだろうが、現況に対する不満が収まるものではない。

人口減少でいえば、近隣転出では伊豆市は都会へのアクセスが良い三島市や沼津市、函南町（かなみちょう・人口3万5千人）などへの転出が多かったが、かつて調整区域だった牧之郷駅周辺を戦略的地域整備ゾーンと位置づけ、人口誘導を図った結果、新しい家が立ち並び、比較的若い世代が市内に留まる成果も生んでいた。牧之郷地区だけではないが、区域区分廃止後は RESUS で単純に見ても、2012年の転出数と2022年の転出数を比べると三島市へは約28%減、沼津市へは約12%減、函南町へは約44%減と減少している。伊豆市の提出の資料をみても、H29～R5で、市全体では9.6%の人口減少だが、旧市街化調整区域では4.4%の人口減と緩やかになっている。私は近隣他市町への転出は、東京や大阪、神戸など都市部への転出と違い、婚姻によるもの以外はよほど転出先地域が魅力的なのか自分の住んでいる地域に問題があるのかどっちかではないかと思っている。議会と語ろう会でもよく聞く、調整区域なので自分の子のための家も建てられず、加東市に家を建てたというのも同じである。西脇市で近隣転出というと圧倒的に加東市になる。同じ様に、2012年と2022年の RESUS 比較では加東市へは約12%減っているが、小野市へは約18%増、加西市へは約30%増となっている（なお、2012年の加東市への転出は10年間で2番目に多いので基礎データになるかどうかは？年間130人～190人ペース）なお、近年多可町への転出が多いのも気がかりではある（小野市や加西市へよりも多い）。そして、市街化調整区域での人口減少は5年間で約10.5%と市全体では5.4%なのに対し高レベルでの人口減少が続いている。伊豆市のちょうど逆である。西脇市行政では調整区域

である地域に家など建ててほしくないという姿勢である（都計審資料3-2に明記している）に対し、伊豆市や綾部市の行政では何が何でも人口減少に歯止めをかけたいという姿勢が伺える。「西脇市さんは、我々ほど切迫感がないんでしょうね」とは先方の担当者が何気なく言った言葉だが、私には皮肉として大きく響いた。

綾部市にしろ伊豆市にしろ、区域区分廃止してデメリットなんてないと言い切っていた。

実施前には色々と懸念もしたようだが（どちらも参考事例にも事欠いたくらい先進だった）、現在のところ杞憂に終わったようである。市街化区域の農地の税収減は市としては痛いかも知だが、当たり前のことながら市民は喜んでいる。市街化区域の農地なんて面積はしれていると思うが。市街化調整区域の農地の税金が上がる話は、伊豆市で聞くと「そんなことはありませんよ」という回答だったが、西脇市の資料によると市街化調整区域全体で1,800万円の増収となっているので、それがどうなるのか。農地法で転用もできず売ることできない農用地の課税が上がるとしたら納得は得られないだろう。それとも農用地以外の土地のことだろうか？1月11日に詳細な資料を求めているが、1月26日現在まだ提出はされていないので不明である。

区域区分廃止しようとしても、また廃止した後も、都市計画担当の事務量は相当増えるので、きちんとした手当は必要とのことであった。それがデメリットとはいえないとは思いますが。

私には現況において、どうしても区域区分（線引き）してまで強力な土地開発規制（私有財産制限）しなければならない理由は見当たらない。住民が望まぬ開発等部分的に土地開発規制する必要はあるだろう。そのようなものは特定用途制限地域等で個別制限をすれば問題はない。そもそも区域区分廃止は2000年の都市計画法改正、つまり地方分権改革の一部である。法で縛っていた土地規制を自治体が特定用途制限地域を設けることによって「自ら考えて地域をつくる」規制緩和である。自治体が地域とともに考えて土地をコントロールするそれこそまさに自治である。住民からクレームを受けて「それは国があ〜」「それは県があ〜」と他者責務にするのはもう止めるべきである。

最後に、今回の県の区域区分廃止手上げ制度は、片山市長が委員を務めた兵庫県土地利用推進検討会の報告に基づいて制定されている（兵庫県土地利用推進検討会報告書6ページ）私が県の担当者とか知事だったら、西脇市が手を挙げなかったら「何じゃそりゃ！」となる。他の案件で影響が出ないかと余計な心配をしてしまう。

第136回北播磨子ども発達支援センター事務組合わかあゆ園議会定例会

報告：高瀬 弘行

とき 令和6年2月1日(木) 午後3時～  
 ところ わかあゆ園 体育室兼会議室  
 出席議員 杉本佳隆、高瀬弘行

議事

第1号議案 令和5年度北播磨子ども発達支援センター事務組合わかあゆ園一般会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算の総額補正

(単位：千円)

補正前の額	補正額	補正後
113,591	△ 2,510	111,081

補正額の内訳

(単位：千円)

(歳入)

負担金	△ 2,610
諸収入	100
合計	△ 2,510

負担金の内訳

西脇市	△ 836
加西市	△ 904
加東市	△ 870
合計	△ 2,610

(歳出)

総務費	△ 1549
施設管理費	△ 1050
相談支援費	89
合計	△ 2,510

起立全員で可決

第2号議案 令和6年度北播磨子ども発達支援センター事務組合わかあゆ園一般会計予算

総額 129,921 (単位：千円)

(歳入)

診療収入	22,914
負担金	102,826
(内訳)	
構成市負担金	88,458
民生費負担金	14,368
使用料・手数料	337
財産収入	19
寄付金	10
繰越金	1,000
諸収入	2815
合計	129,921

構成市負担金の内訳

	今年度	昨年度	差額
西脇市	28,326	24,593	3,733
加西市	30,662	26,621	4,041
加東市	29,470	25,586	3,884
合計	88,458	76,800	11,658

(歳出)

議会費	議会費	67
総務費	一般管理費	13,784
	財政調整基金	18
	監査委員費	19
施設管理費	施設管理費	105,453
	施設整備基金	1
相談支援費	相談支援費	10,359
予備費	予備費	200
公債費	利子	20
合計		129,921

参考

R5年度	比較
67	0
15,195	△ 1,411
22	△ 4
19	0
91,760	13,693
1	0
6,025	4,334
200	0
20	0
113,309	16,612

(システム使用負担金の削減)

(保育士の1人増員と給与改定)

(相談支援員の1人増員)

起立全員で可決

第3号議案 北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件

改正理由 児童法の一部を改正する法律第2条の規定により、児童福祉法の一部が改正されることに伴う、所要の改正を行う  
改正内容 法の改正による引用条項のずれを改めるとともに、文言を整理すること  
施行期日 令和6年4月1日

起立全員で可決

第4号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更の件

改正理由 丹波少年自然の家事務組合の解散と識見を有する者のうちから選任された監査委員の任期の改正のため、所要の改正を行う  
改正内容 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体から、丹波少年自然の家事務組合を削り、識見を有する者のうちから選任された監査委員の任期を3年から4年とする  
施行期日 令和6年4月1日

起立全員で可決

同意第1号 監査委員の選任の件

組合議員のうちから選任する者 杉本 佳隆

起立全員で可決（本人は離席）



## 第50回北はりま消防組合議会定例会

報告 浅田康子

日時 令和6年2月7日（水） 午後2時30分

場所 西脇消防署 大会議室

出席議員 村岡栄紀 浅田康子

- ・ 議長の選挙 村岡栄紀議員（西脇市議会）が選出
- ・ 副議長の選挙 清水俊博議員（多可町議会）が選出

第1号議案 令和5年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）

（歳入歳出に 3,890千円を増額し歳入歳出予算総額を 2,366,709千円とする）

全員一致で可決

第2号議案 北はりま消防組合職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例制定の件

（地方公務員法の改正に伴い、60歳を超える職員の給与の取扱いについて改正を行う）

全員一致で可決

第3号議案 北はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

（育児休業をしている職員に対する勤勉手当の支給対象から除かれていた会計年度任用職員について当該手当の支給が可能となる）

全員一致で可決

第4号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件  
（一般職の職員の給与に関する法律の改正）

全員一致で可決

第5号議案 北はりま消防組合手数料条例の一部を改正する条例制定の件

（危険物設置等の設置許可申請に対する申請手数料の標準額が引き上げられたことから改正を行う）

全員一致で可決

第6号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部変更の件

(丹波少年自然の家事務組合の解散に伴う兵庫県市町村職員退職組合からの脱退及び識見を有する監査委員の任期を改正する)

全員一致で可決

第7号議案 令和6年度北はりま消防組合一般会計予算

歳入

分担金及び負担金	2,329,043千円
使用料及び手数料	2,930千円
財産収入	721千円
繰入金	115,782千円
繰越金	1,000千円
諸収入	3,480千円
組合債	411,300千円
合計	2,864,256千円

歳出

議会費	349千円
総務費	33,824千円
消防費	2,747,818千円
公債費	78,265千円
予備費	4,000千円
合計	2,864,256千円

反対討論

大畑一千代・・・均等割2割 人口割8割の見直しを提案しているが、いまだに進展が無い負担金のあり方で反対する

賛成討論

浅田 康子・・・負担金だけを見るのではなく令和6年度一般会計予算の全体に異議がなく賛成する

賛成多数で可決

【一般質問】 大畑一千代議員「構成市町の負担金のあり方と各署所の人員及び救急・消防車両の配置について」

分担金及び負担金

令和6年度 分担金及び負担金(案)

(単位：千円)

市町名	西脇市	加西市	加東市	多可町	計	前年度比較
2割(均等割)	112,656	112,656	112,656	112,656	450,624	12,380
8割(人口割)	493,410	544,789	518,570	245,742	1,802,511	49,526
計①	606,066	657,445	631,226	358,398	2,253,135	61,906
移譲事務分	42	64	80	61	247	△ 62
高速道路支弁金		3,560	5,340		8,900	1,677
組合債交付税措置分	65,859				65,859	2,799
西脇消防署整備事業費					0	0
加西消防署整備事業費		902			902	902
加東消防署整備事業費					0	0
多可出張所整備事業費					0	0
計②	65,901	4,526	5,420	61	75,908	5,316
計(①+②)	671,967	661,971	636,646	358,459	2,329,043	67,222
A						

分担金及び負担金

# 令和5年度 第3回市町村議会議員特別セミナー

## 研 修 報 告 書

【研修日時】 2024（令和6）年1月22日（月）～23日（火）

【研修場所】 全国市町村国際文化研修所（J I A M）

【参加者】 東野 敏弘、森脇 久夫

【講 義】

（報告者） 東野 敏弘

### 講義①

「ジェンダー論で笑って少子高齢化時代を乗り切ろう」

東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻  
教授 瀬地山 角 氏

- 1 子育てで男にだけへんことはない
  - ・男は子どもは産めなくても、子育てならできます。
- 2 みんなで少子高齢化を乗り越えよう！
  - ・「みんなが働く社会」－高齢者・主婦・外国人
- 3 「暴言」吐いても感謝される市長を少しは見習って！
- 4 男の家事・育児、少なすぎます
  - ・共働き世帯の男性の家事関連時間一週平均1日59分、女性－（同）4時間56分
  - ・家事は手伝うものではありません。
- 5 ジェンダーギャップ指数－政治は与党の責任
  - ・146か国中 138位。議員の比率がゆがむと結論がゆがむ（選択的夫婦別姓）。
  - ・女性議員を増やす取組。
  - ・高等教育における性差別。
- 6 外国人に優しい議員になってください！
- 7 女と男で新しい社会を
  - ・性別にかかわらずなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会。
  - ・個人差は必ず性差を超える。

## 講義②

# 「誰もが役割をもち生きていく『地域共生社会』の実現に向けて」 特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長 池田 昌弘 氏

- 1 「住民の暮らしぶり」に触れて、日常のつながりの中にある住民同士の「支え合い」に気づく
  - ・制度・サービスの充実と併せてつながりも豊かであることが地域で幸せに暮らせる条件
  - ・地域包括ケアシステムの構築について
- 2 2015年介護保険法の改正
  - ・地域支援事業－「つながり・気かけ・支え合う」地域づくり
  - ・気づけば「つながりの貧困社会（関係性の貧困）」に？！
- 3 地域共生社会の実現に向けた取組の経緯
  - ・人と人とのつながりそのものがセーフティネット
  - ・誰もが役割の持てる地域共生社会
  - ・介護予防は自助支援から互助支援へ－互助を強化する支援とそれによる自助支援の強化（従来の自助を強化する支援は互助支援につながらない）
- 4 重層的支援体制整備事業について
  - ・福祉関係者は、地域を知るために「ニーズ調査・課題探し」から始まる。
- 5 地域づくりのポイント
  - ・楽しいから参加するし、継続する。
  - ・専門職も、暮らしに混ぜてもらおう。
  - ・住民だけでなく、専門職も楽しくないと続かない！
  - ・住民のできることを奪わない。
  - ・「主役は住民」でないと意味がない。
- 6 地域づくりの木
  - ・専門サービス、地域支え合い活動、気に掛け合い・手助け
- 7 元気で長生きな人に共通する生活習慣
  - ・「今日、行くところ（通いの場）がある」「今日、用事（役割・活躍できる場）がある」
- 8 コロナ禍における工夫
  - ・「集め（られ）る」から「（自発的に小さく）集まる（つながる）」へ。
- 9 男の居場所
  - ・男の居場所は「つくる」より「探す」もの。
- 10 結論
  - ・「いくつになっても役割を奪わないで！」という声。
  - ・「つながり・気かけ・支え合う」暮らしは「地域のお宝」！

- ・「住民同士のつながり」と「専門職が協働」することで、可能な限り地域で暮らし続ける！
- ・地域で支え合って暮らすための「知恵、工夫、技・術」を子ども・孫・ひ孫…次世代につなぐ。
- ・他人に（適度な）迷惑をかけながら自分らしく生きていく！

### 講義③

#### 「日本の財政について－不都合な真実を正視する－」

神奈川大学 招聘教授（前財務省事務次官）

矢野 康治 氏

- 1 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移
  - ・これまで、歳出は一貫して伸び続ける一方、税収はバブル経済が崩壊した1990年度を境に伸び悩む。その差は公債の発行で穴埋めしてきた。新型コロナ禍の対応のため、歳出がさらに拡大している。
  - ・債務残高の対GDP比を見ると、1990年代後半に財政の健全化を着実に進めた主要先進国と比較して、日本は最悪の水準。
  - ・普通国債残高は 1,000兆円（令和6年 1,105兆円）を超えており、金利が上昇すれば利払い費が増大する。
- 2 一般会計の歳出と歳入の比較
  - ・歳出－社会保障費1990年度11.6兆円⇒2024年度37.7兆円
  - ・歳入－公債費 1990年度 5.6兆円⇒2024年度34.9兆円
  - ・高齢化率－先進国中最も高齢化が進んでいる国。2043年高齢者数がピークになる。社会保障における受益と負担のバランスが不均衡の「中福祉・低負担」になっている。
  - ・制度の持続可能性を確保するための改革が急務である。
  - ・付加価値税（消費税）の検討が必要。
- 3 コロナ禍以降における主要国の財政を巡る動き
  - ・イギリス－財政健全化目標（2027年度まで財政収支対GDP比を3%以内に抑制）。
  - ・ドイツ－2020～2022年はコロナ対応のため、7年ぶりの新規公債を発行、併せて2058年までの償還計画を公表。
  - ・フランス－コロナによる財政赤字拡大分（1,650億ユーロ）を2042年までに償還。
  - ・アメリカ－2021年超党派インフラ法（5年間で5,500億ドル規模の新規支出）、2022年8月インフレ抑止法（10年間で約4,370億ドルの歳出抑制）、大企業への課税強化等で歳入確保（10年間で約7,370億ドル規模）。
- 4 日本財政の構造的赤字について

- ・「日本の財政、大丈夫論！」に惑わされてはいけない。
- ・即効薬はないが、「日本人の健康寿命を延ばす」ことが必要である。  
高齢者雇用と年金支給時期を遅らせる。

## 講義④

### 「データから読み解く日本の少子化の要因」

東京女子医科大学衛生学公衆衛生学講座  
准教授 坂元 晴香 氏

- 日本の少子化の真の原因は？
  - ・日本の少子化の原因といえば、「若い世代の価値観の変化」「若い世代が恋愛や結婚を面倒と思うようになった」「インターネットなど娯楽の多様化」「女性の高学歴化」－すべてデータに基づかない思い込み
  - ・最大の要因は、未婚者の増加！  
生涯未婚率（50歳時の未婚割合）－1980年男性 2.60% 女性 4.45%  
2015年男性 23.37% 女性 14.06%
  - ・男女とも収入が高く、安定した雇用（正職員・自営業）の人は結婚している割合が高い。（交際相手なし、異性との交際に興味のない人の70%は年収 300万円未満。婚活市場で見られる格差）
  - ・結婚願望は、今も昔も変わらない。－18歳～34歳の90%強の人が結婚したいと考えている。
  - ・男性は、高学歴ほど結婚している。女性は男性ほどではないが高学歴の方も変わらず結婚している。
- 子どもの数にも表れる格差
  - ・3人以上子どもがいる割合は、年収が増えるにつれて増加する。
  - ・男性で子どもを持たない割合は増えているが、特に年収が低い層で増え幅が大きい。（年収 300万円未満25.7%（1943 - 47年）⇒ 62.8%（1971 - 75年）、年収 600万円以上 6.9%（1943 - 47年）⇒20.0%（1971 - 75年）、物価換算込み）
  - ・女性の高学歴化は、大卒と大卒未満で差異は見られない。ただ、北欧諸国では逆転現象が起こっている。
- 少子化対策のために何をすればよいのか？
  - ・子育て支援と少子化対策は同一でない。
  - ・子どものいる世帯への経済的支援－ベビーボーナス、第3子以降に手厚い支援。
  - ・子どもを産むことで初めてもらえる経済的支援－ベビーボーナス、ローンや奨学金等の返還免除など。
  - ・育児休暇の影響は限定的。

#### 4 坂元准教授からのメッセージ

- ・ 少子化やその背景にある未婚者の増加は、決して「若い世代の価値観の変化」「娯楽の多様化」「女性の高学歴化」で片づけられる話ではない。
- ・ むしろ、「就職氷河期世代」とその後が続く「停滞した社会」の犠牲。個人の責任に帰するのではなく、マインドセットの変化・社会構造を変えることが必要。
- ・ データに基づく政策を一結婚しているしていない層は誰なのか？子どもを持つ持たない世代は誰なのか？「貧乏の子沢山」は間違い。

## 【所 感】

### 「第3回市町村議会議員特別セミナーに参加した所感」

東野 敏弘

今回の特別セミナーは、「福祉」をテーマにした4講義という案内でしたが、私は講義③「日本の財政について－不都合な真実を正視する－」に関心を持って、受講しました。そのため、所感は「日本の財政について－不都合な真実を正視する－」について述べます。

矢野康治氏は、一昨年まで日本の官僚のトップであると言われる財務省事務次官の職にありました。日本の金庫番である財務省のトップであった方が、日本の財政の現状をどう見ているのか、これまで日本財政をどう運営し対処してきたのかを聞きたいと思ったからです。

矢野氏は、講義の冒頭、「日本財政は世界最悪の状況であること、日本の将来に楽観論を持ってはいけないこと」をデータに基づき述べられ、その責任の一端は自分にもあることを率直に述べられました。矢野氏のデータに基づく日本財政の分析、世界との比較は、大変理解しやすいものでした。

新型コロナウイルス感染症による経済不況に対し、世界各国は財政出動を行いました。ただ、コロナ禍以降における主要国の財政を巡る動きを見ると、先進主要国は、財政健全化に向けて目標を定めて取り組んでいるにもかかわらず、日本は「垂れ流し」の状態で行き止まりになっていることにも言及されました。

矢野氏は、日本財政の構造的赤字について、「日本の財政、大丈夫論！」に惑わされてはいけないことを力説されました。また、財政再建の即効薬はないが、「日本人の健康寿命を延ばす」ことが一つの解決の方向だと話されました。人手不足の中で高齢者雇用を進めることでの経済活動の維持と年金支給時期を遅らせることによる財政負担の軽減を考えられているようでした。

矢野氏の講義を聞きながら、日本の優れた官僚組織といわれながらも、政治の劣化により政策がゆがめられているように感じました。また、財政の健全化を図るために強引に進められた平成の大合併の意義は何であったのかという事も感じました。



ただ、危機的な日本の財政をどう立て直すのか、今後の方向性が見えてこないことに不安を感じています。

## 「第3回市町村議会議員特別セミナーに参加して」

森脇 久夫

### 1. ジェンダー論で笑って少子高齢社会を乗り切ろう

子育てにおける男性の関わり方の低さを切り口に、少子化への対応の必要性を示していたが、その他のジェンダーギャップについてもわかりやすい理論展開になっていて、ジェンダーギャップへの対応が今後の日本における課題だと感じた。

例えば離婚率が3割を超えている社会で、国民年金の第3号被保険者を保護する政策は誤っているということだった。誤っている理由は、第3号被保険者となるのは専業主婦で、働かなくても高い生活水準が維持出来る高額所得世帯が占めており、男女が共に働いて支払った保険料を、保険料を払っていない高額所得世帯に配分するような制度はいかかなものか、との提起となっていた。その他にも議員の男女比率が歪むと結論が歪む事例が紹介されていて、ジェンダーギャップから日本の制度改定が進んでいないことを指摘していた。今後人口増加対策として外国人労働者の増加の政策を進めるためにも、グローバル化の進展に向けての課題として認識しておく必要があると考える。

その他、高等教育においても高等教育在学率（在学者／18～22歳人口）を用いて某高校のデータから難関大学における男女差を示し、女子には「浪人するな」や「地元から通え」といったことが読み取れるとの性差別を指摘していた。

その他にも女性が子育てをきっかけに正規雇用の働き方をあきらめることで生涯の収入・世帯収入を減らすことにつながると指摘し、性差解消が少子化対策の一つの要素にあると感じた。

### 2. 誰もが役割を持ち生きていく「地域共生社会」の実現に向けて

高齢社会において地域対応力の重要性を示した内容で、行政の取組から見ると限界があるのではないかと課題を示したものであったと考える。

行政が起点の取組は、地域から見るとそれはやらされていると感じるものであって、長続きしない、成果があるもののそれまで培ってきた良い部分を損なってしまう、などを指摘している。事例として、介護保険制度ができる前は「わずかな『介護サービス』しかなかった」が、「『本人と支え合う多様なつながり』があった」と分析し、介護制度充実で「『制度・サービス』は整ったけれど、つながりの貧困社会」と指摘していて、それに現実味があると感じた。

西脇市という地域から見ると、大都市圏には属していないことから、この地域性を生かしたまちづくりを展開することで、地域の持続性が発揮できるのではないかと考える。

### 3. 日本の財政について－不都合な真実を正視する－

国家財政の危機は、何度も聞いてきたことではあったが、一部には楽観論を展開する識者もある中、財務事務次官まで務められた矢野教授だからこそ、その危険の度合いをデータにより説明され、ある意味啓発の取組をされているのだと受け止めた。

例えば、日本は「中福祉・中負担」の国だと思っていたが、現状を対GDP比での国民負担率と国の社会保障支出率で見ると「中福祉・低負担」となっていて、このままの制度を続けると高齢化が進むため、負担は変わらないものの支出は増えていくことが想定される。それは、今でも危機的と言われている財政にとって危機の増大を示していることに他ならない。

公債発行残高の国際比較（対GDP比）からは、1990年代後半に財政健全化を果たした主要先進国に対して、日本は支出に見合った税収がないため公債発行によるその場しのぎを続けて対応しており、その結果が財政構造を最悪の水準にしていると示している。

これを改善するためには、歳入を増やすか、歳出を減らしていくしかないが、当面高齢化率がまだ上昇していくことから、現状の制度では支出削減は難しいため、65才以上の高齢者にも生きがいや健康、可処分所得増のために働き続けてもらうことが必要との提起があった。1980年代から少子化社会を予想する警鐘があったものの、それ以降の政治も含めて対応を怠ってきたことが、現状につながっていることは間違いないが、国家財政の破綻を防ぐためにも財政に対する国民の関心を高め、その対応について議論していくことは必須だと考える。

### 4. データから読み解く日本の少子化の要因

少子化の原因が、「若い世代の価値観の変化」「娯楽の多様化」「女性の高学歴化」ではないこと、「貧乏子沢山」でもないことなどをデータから説明し、「就職氷河期世代とその後に続く停滞した社会の犠牲」にあったとの指摘には、目を覚まされる思いだった。

これに対するためには、マインドセット（人の考え方）を変え、社会構造を変えることが必要と指摘している。人が急激な変化を受け入れることは容易でないとされるため、地道な取組を通じて、「変わることを普遍化して社会が変わることにつなげていかなければならないと思った。

「第1子が生まれた時に夫が育児に参加すると第2子出産が増える」「第3子以降の出産に手当」などの政策実施で、一定の効果は見られたとの指摘があった。そういったことから、少子化対策に劇的な特効薬はなく、日本社会の現状と他国の取組実績も含めた各種取組の結果を評価し、その中から良い結果につながった取組を展開し、一歩ずつ社会を変えていくしかないように感じた。